

## 令和6年度 特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業 募集要項

令和6年10月24日6都市多第153号

### 第1 目的

この要項は、特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業制度要綱（令和6年6月27日6都市多第78号。以下「要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、特徴を踏まえたエリア及び当該エリアの将来像並びにプロジェクトの募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 応募

#### 2-1 公募スケジュール

特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業（以下「本事業」という。）の公募は令和6年11月7日（木）から11月13日（水）まで実施する。

ただし、上記期間後も、予算の範囲内で応募を受け付ける場合がある。

なお、補助対象事業の実施期間は、要綱策定時点から令和7年3月31日までとする。

#### 2-2 応募主体

多摩地域の地元自治体とする。

#### 2-3 応募書類等

本事業に応募する自治体は、次に定める応募書類等を、都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課（多摩まちづくり戦略担当）へ提出するものとする。提出部数はそれぞれ1部及び電子データとする。

（1）特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業応募書（第1号様式）

※ 連携する自治体の応募書提出が不要な場合は第2号様式とする。

（2）対象エリアの検討に係る経費の概要（第3号様式）

（3）その他、応募する事業が要綱第2条第3項各号に該当することを示す資料

#### 2-4 審査方法

2以上の地元自治体と連携して、対象エリア及び当該エリアの将来像を定め、当該将来像の実現に向けた有効なプロジェクトであるかを審査する。